

○厚生労働省告示第八十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ四第四項の規定に基づき、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成六年九月厚生省告示第二百九十六号）の一部を次のよう改訂し、平成十四年四月一日から適用する。ただし、同日前に行われた指定訪問看護の費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成十四年三月八日

厚生労働大臣 坂口力

「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士」、「保健師、助産師、看護師」、「准看護婦又は准看護士」、「准看護師」、「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦、准看護士」、「保健師、助産師、看護師、准看護師」、「看護婦等」、「看護師等」、「保健婦、保健士、看護婦、看護士」、「保健師、看護師」、「訪問看護ステーション」のいずれかに規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については、他の 2 つの訪問看護ステーション」に該当する。

別表の2の注2に次のただし書きを加える。

ただし、他の訪問看護ステーションにおいて24時間連絡体制加算を算定している場合は、算定し

ない。

別表の2の出4号「看護婦等（准看護婦及び准看護士）又「看護師等（准看護師）」に於て、同出4
に次のたゞし欄を呉べ。

ただし、他の訪問看護ステーションにおいて当該加算を算定している場合は、算定しない。

別表の3の出3号に次のたゞし欄を呉べ。

ただし、他の訪問看護ステーションにおいて訪問看護情報提供療養費を算定している場合は、算
定しない。

別表の4の出3号のたゞし欄を呉べ。

ただし、他の訪問看護ステーションにおいて訪問看護ターミナルケア療養費を算定している場合
は、算定しない。